

## 児童手当制度の改正 平成4年1月1日から実施

# 1人目のお子さんから受けられます



改正のポイントは、次のとおりです。  
①一人目のお子さんから、児童手当を受けられるようになります。（現在は二人目のお子さんから）なお、一人目のお子さんについては、平成三年一月二日以後に生まれたお子さんから、新たに支給の対象になります。

月額5千円で

3歳未満まで支給されます

子どもを健やかに産み育てるための環境づくりの重要な柱として、児童手当制度が改正されます。今回の改正では、いままで二人目のお子さんから支給されていた児童手当が、一人目のお子さんから支給されるようになります。  
支給額は、一人目と二人目のお子さんが月額五千円、三人目以降のお子さんが月額一万円となります。支給期間も段階的に変更していきます。最終的には、すべてのお子さんの支給期間が三歳未満となります。この改正は、平成四年一月一日から実施されます。

### ●改正の主な内容●

	現 行	改 正 後
支給対象	第2子以降	第1子以降
支給期間	小学校入学前	3歳未満
支給額	第1子	5,000円(月額)
	第2子	2,500円(月額)
	第3子以降	5,000円(月額)
		10,000円(月額)

②手当の額は、一人目と二人目のお子さんについて五千円、

### 支給期間の変更のため

### 平成6年1月まで段階的に実施

三人目以降のお子さんについては一万円になります。（現在は、二人目のお子さんについて二千五百円、三人目以降のお子さんについては五千円）  
③手当を受け取ることができない期間は、三歳未満までとなります（現在は小学校入学前）。児童手当の支給期間を三歳未満とするのは、次のことを

考慮したからです。

ア 子どもが乳幼児の間は、人間形成として特に重要な時期であり、育児に手がかり子育てに専念しなければならぬことが少なくないこと。  
イ 乳幼児や年少の幼児を養育する家庭は、両親とも年齢が若い場合が多く、収入が低い時期と考えられること。

新しい制度が実施されるのは、平成四年一月一日からですが、支給期間の変更に伴い、すでに手当を受けている家庭に配慮して、しばらくは次のような措置が設けられます。  
●平成四年一〜十二月  
一人目については、平成三年一月二日以後に生まれたお子さんが、二人目以降については、五歳未満のお子さんが支給の対象になります。  
●平成五年一〜十二月  
一人目については、平成三年一月二日以後に生まれたお子さんが、二人目以降については、四歳未満のお子さんが支給の対象になります。

●平成六年一月以降  
三歳未満のすべてのお子さんが、支給の対象になります。また、今回の改正に伴い、新たに支給の対象となる一人目のお子さんをおもちの家庭は、11月1日から1月31日まで手続きをしてください。くわしいことは、役場福祉課（☎内線255）へお問い合わせください。

